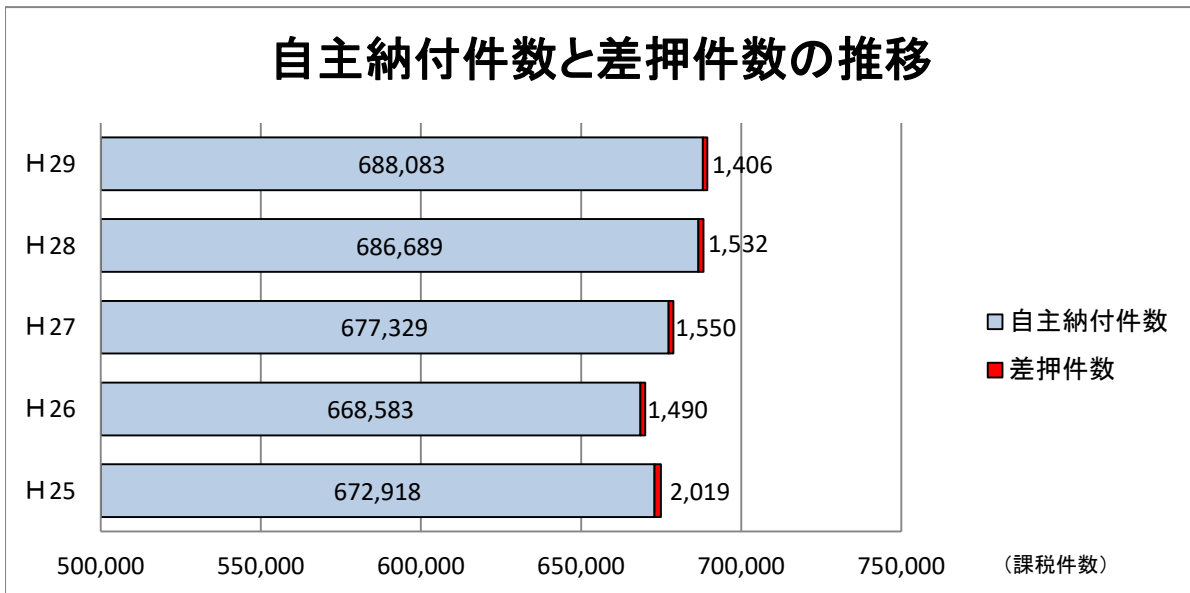


差押処分(財産別)のその他には、債権(売掛金、生命保険解約返戻金等)、還付金等が含まれます。

(注) 個人県民税(均等割、所得割)を除いています。



課税件数に占める差押件数の割合は、平成29年度で0.2%であり、ほとんどの納税者の方は自主的に納付しています。

(注) 個人県民税(均等割、所得割)を除いています。